

令和4年11月10日

令和4年度第8回青森市農業委員会 月例総会議事録

青森市農業委員会

1. 開会年月日 令和4年11月10日（木曜日） 午後1時00分
2. 開会場所 浪岡庁舎 2階 大会議室
3. 閉会年月日 令和4年11月10日（木曜日） 午後1時30分

4. 議案

- 議案第39号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 議案第40号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- 議案第41号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第42号 農用地利用集積計画の決定等について（農地中間管理権の取得）
- 報告第24号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の受理について
- 報告第25号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受理について
- 報告第26号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 報告第27号 青森市農業委員会非農地証明事務処理規定に基づく非農地証明書の交付について

5. 農業委員出席者の番号及び氏名

1番 秋谷 進	2番 安部 浩一	3番 一戸 昭憲
4番 大柳 建秀	5番 鎌田 清勝	6番 工藤 隆志
8番 齊藤 光朗	9番 澤田 今日一	10番 堤 武久
13番 中村 美喜雄	14番 成田 貴吉	15番 西澤 清光
16番 野口 友子	17番 福士 修身	18番 安田 昌樹
19番 山田 正樹		

6. 農業委員欠席者の番号及び氏名

7番 窪寺 洋志	11番 豊川 明子	12番 長野 英雄
----------	-----------	-----------

7. 農地利用最適化推進委員出席者の番号及び氏名

1番 千島 修	2番 澤田 秀一	6番 風晴 繁雄
7番 山内 洋一	8番 山田 五月	9番 川村 忠則
10番 佐藤 量一	11番 小泉 作郎	12番 斉藤 直美
13番 石川 正光	15番 野呂 正幸	16番 天内 輝明
17番 三上 紘史	19番 細川 隆雄	

8. 農地利用最適化推進委員欠席者の番号及び氏名

3番 工藤 榮	4番 工藤 隆正	5番 木立 忠徳
14番 奈良岡 和也	18番 出町 鉄昭	

## 9. 会議に従事した職員の職氏名

事務局 長	小 笠 原 訓 史	事務局 次 長	工 藤 哲 也
事務局 分 室 長	佐 藤 保	主 幹	堀 内 和 之
主 幹	工 藤 武	主 事	齊 藤 諒
主 事	天 内 隆 人	専 任 員	木 村 浩 一

## 10. 議事の概要

(開会、議事録署名、会期)

### ○事務局次長より出席委員の報告

青森市農業委員会農業委員 19 名中 15 名が出席しております。過半数以上の委員が出席しておりますので、本総会は成立致します。また、農地利用最適化推進委員は 14 名が出席しております。以上です。

### ○議 長 (福士修身会長)

それでは、ただ今から、令和 4 年度第 8 回青森市農業委員会月例総会を開会します。

あらかじめ皆様にはお願いしますが、コロナ対策のため、発言の際は、起立はせずに、挙手のうえ、議席番号及び氏名を告げて、議長の許可を得てからとなりますので、よろしく願いいたします。また、議事録作成のため、録音しておりますので、発言の際はマイクを受け取ってから発言くださるようお願いいたします。

続きまして、議事録署名者を指名いたします。9 番澤田今日一委員、10 番堤武久委員の両委員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

### ○各委員

(異議なし)

### ○議 長 (福士修身会長)

ご異議なしと認め、両委員にお願いします。

引き続き会期を定めます。会期は、本日 1 日と決することにご異議ございませんか。

### ○各委員

(異議なし)

### ○議 長 (福士修身会長)

ご異議なしと認め、会期は本日 1 日と決定いたします。

ただいまより議案審議に入ります。議案第 39 号を議題とします。事務局、議案朗読及び説明を求めます。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

本案は、農地の耕作を目的とする所有権の移転が 7 件、賃借権設定が 3 件です。

個別の内容につきましては、議案書の 2 ページから 4 ページに記載しておりますが、要約して説明させていただきます。

右から二つ目の欄の申請事由をご覧ください。申請事由は、譲渡人または貸人については、労力不足や親戚への贈与のためであり、譲受人または借人については、経営規模の拡大等及び、親戚からの贈与、新規就農のためという理由となっております。

これらはいずれも、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可要件に該当しないものと判断しており、その調査内容につきましては、お手元に配付している「調査書」のとおりであります。

それではご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 (福士修身会長)

それでは、まず、2 ページ目の申請番号 74 番の所有権移転、及び 4 ページ目の申請番号 80 番賃借権設定の●●●●●さんは新規就農の方で、ご本人がお見えになっておりますので、事情をお聞きのうち、ご審議願います。

では、●●●●●さんを入場させてください。

(●●●●●さん 入場)

○議長 (福士修身会長)

まず、簡単に自己紹介と、申請に至った理由等をお願いします。

○●●●●●氏

青森市から来ました●●●●●と申します。私は、RAB 学苑や市民センターでの漬物講習などをしておりまして、そこで安全安心な野菜を提供したいという思いから申請致しました。今やっている漬物講習も、もっと子供達向け、若いお母さん達にも見直してもらえるような講習をもっとたくさんしたいなと思っていました。

以上です。

○議長 (福士修身会長)

それでは、●●●●●さん、これからどのようにして農業を経営していくのかなど、いろいろ

お聞きしたいので、よろしくお願いします。

質問・意見のある委員は述べてください。

○議長（福士修身会長）

はい、1番秋谷委員どうぞ。

○1番（秋谷進委員）

1番秋谷です。●●さん本日はご苦勞様でございます。4点程お尋ねします。

まず1点目でございますが、●●さんは農業経営をやった経験があるかどうか、もしあるのであれば、どのような農業経営をしてきたか、その辺をお知らせ願いたい。

2点目は、産直施設に出荷したいという話ですが、どの辺を想定しているのかお知らせ願いたい。

3点目は、特産品作りに挑戦したいというお話ですが、どのような特産品を考えているのか。

最後に4点目ですが、事務局の方がいいのかもしれませんが。

収支状況の計画が出ておりますが、作目別に分かれておりまして3つトータルした総合の経営収支が出ていないので、工夫して3つ合わせた収支状況がわかるような資料を、今後お願いしたいと思います。

以上です。よろしくお願いします。

○●●●●●氏

農業経験は、今の借りている畑で自家消費と漬物講習用の野菜、主に大根、赤かぶ、キクイモ、白菜などを作っておりました。

産直は現在、渋谷種苗さんのところに出しているのですが、毎週出せるように頑張っていこうかなと思っていました。

特産品作りは、漬物ではキクイモとカシスをドッキングして、キクイモと赤かぶの漬物はあるんですけど、それにカシスも加えてやってみたいなと思っていました。

ジャムも津軽にすぐりがあるんですけど、すぐりを使って美味しいジャムが出来ないかなと試行錯誤しております。

○事務局

秋谷委員からの4点目ですね。収支の件については、合計の収支がわかるような資料作りは今後するようにしたいと思います。よろしいでしょうか。

○1番（秋谷進委員）

はい、ありがとうございました。

(齊藤光朗委員、遅れて入場)

○議長 (福士修身会長)

他にご質問ある方。安部委員どうぞ。

○2番 (安部浩一委員)

2番安部です。出荷等についてですが、産直が20%、自家消費が80%となっていますけど、自家消費ってことは、それだけ自分達で食べるんですか。

例えば、大根なんか3,000kgありますけど、2,400kgもご自分のお宅で食べるんですか。

○●●●●●氏

講習用に使う野菜は、そっちに入れていいと言われたので、そっちに。講習用に使う野菜です。

○2番 (安部浩一委員)

講習用という事は食べるためでなく、お売りになる訳ですよ。

○●●●●●氏

講習する時の材料費です。

○2番 (安部浩一委員)

そうすれば、本来自家消費にはならないんじゃないですか。勘定科目上、税制上そうはならないんじゃないでしょうか。たぶん。たぶんではなく、ならないと思います。産直とかその他に入れるべきではないかと考えますが、それは違いますかね。

○●●●●●氏

センターの方に聞いたら、そのようにしていいですみたいな事でした。

○事務局

事務局から補足しますと、収支の方を含め、青森の就農サポートセンターの方に相談されて、その時にアドバイスを受けて今回の資料を作られているので、その考え方についてはサポートセンターの方で聞いたという事でしたので、そこはご了承頂ければと思いますが。

○2番 (安部浩一委員)

そうですね。税制上は自家消費というか家庭消費ですよ。税制の対象になるはずですけど。なぜ言うかという、来年からインボイス始まりますよね。そういった時に個人でやっている方については、インボイスになれば難しくなってくると思うんですよ。例え講習で材料使ったとし

ても、必ず消費税の対象になる。免税業者なら別ですけど、相手からお金をもらうのであれば対象になってくるので、その辺もお考えになって6次産業化に今後取り組むということでしたので、その辺もご理解した中でやっているのかなということをお伺いしたかっただけなので。

○議長（福士修身会長）

他にご質問ある方、いませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

それでは、●●●●●さん、審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。  
本日はお疲れさまでした。

（●●●●●さん 退場）

○議長（福士修身会長）

これより、本案について審議を行います。  
質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

本案について、ご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、許可することに決定します。  
次に、議案第40号は関連がありますので、一括審議の議題とします。  
事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

## ○事務局

本案は、農地転用を目的とする農地法第5条の許可申請が2件となっております。

それでは、今回の転用案件について、説明させていただきますが、転用案件説明の資料に訂正がありましたので、皆様には、議案第40号、関係資料①の差替えを配付させていただきました。

訂正箇所は、事前に県に確認していた立地基準の部分で、議案送付後に県の担当者から指示があり、第3種農地という判断は変わらないものの、適用する要件を記載のとおり訂正したという内容ですので、よろしくお願いたします。申請の場所については、事前に送付しております「案内略図」でご確認願います。

それでは、議案第40号、関係資料①と記載している資料をご覧ください。

申請番号11番、申請地は1筆、譲受人、譲渡人、及び転用目的は記載のとおりです。

申請概要については、2ページ目以降に関連資料を添付しております。

資料をめくっていただいて、裏面2ページ目が許可申請書、3ページ目が位置図、4ページが法務局の地図、5ページ目が土地利用計画図、6ページが土地の登記簿となります。

それでは1ページ目に戻っていただいて、許可基準からみた本案件の判断について説明します。

まず、立地基準について、申請地は、宅地化の傾向が著しい区域内にある農地で、隣接する東・西・北側は住宅であることから、転用が原則許可となる第3種農地の「住宅の用に供する施設が連たんしていること」に該当するものと判断しております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおおり、①から⑦までの項目及び建物の規模等につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えております。

続いて、右上に議案第40号 関係資料②と記載している資料をご覧ください。

申請番号12番、申請地は1筆、譲受人、譲渡人、及び転用目的は記載のとおりです。

申請概要については、2ページ目以降に関連資料を添付しております。

資料をめくっていただいて、裏面2ページ目が許可申請書、3ページ目が位置図、4ページが法務局の地図、5ページ目が土地利用計画図で、みていただくとわかるとおおり、今回の農地転用申請地番17-7を含め、17-11、18-1、19-1の土地・既存の建物とともに一体的に利用する計画であります。具体的には、6ページの農地転用計画書に記載があり、計画書の右下、12番、転用する面積を必要とする理由に、※印、全体利用計画に記載のとおり、既存建物等を利用するという計画であります。続いて、7ページが土地の登記簿で、8ページ、9ページが法人の登記簿となっております。

それでは1ページ目に戻っていただいて、許可基準からみた本案件の判断について説明します。

まず1点目、立地基準について、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定される用途区域であるため、今回は農地転用が原則許可となる、第3種農地と判断しております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。

それではご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（福士修身会長）

これより、本案について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

本案について、許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、そのように決定します。

次に、議案第 41 号及び 42 号は関連がありますので一括審議の議題とします。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

本案の農用地利用集積計画（案）は、所有権移転が 2 件、利用権設定が 4 件の合計 6 件であります。

個別の内容につきましては、所有権移転の案が 6 ページから 7 ページ、利用権設定の案が 8 ページから 10 ページに記載しております。

なお、議案第 42 号は、青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項により、当該農用地利用集積計画案決定後の、農地中間管理機構からの転貸予定内容に対する意見も求められています。

これら農用地利用集積計画（案）につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号を満たしていると判断しております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（福士修身会長）

これより、10 ページの申請番号 52 番の審議を行うにあたり、山田正樹委員、並びに山田五月推進委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

(山田正樹委員、山田五月推進委員 退席)

○議長 (福士修身会長)

これより、当該申請について審議を行います。  
質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議長 (福士修身会長)

当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長 (福士修身会長)

ご異議なしと認め、そのように決定します。  
山田正樹委員、山田五月推進委員を入場させてください。

(山田正樹委員、山田五月推進委員 入場)

○議長 (福士修身会長)

これより、議事参与制限があった申請番号を除く本案について審議を行います。  
質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議長 (福士修身会長)

それでは、議事参与制限があった申請番号を除く本案について、当該計画等のとおり決定することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長 (福士修身会長)

ご異議なしと認め、当該計画等は決定といたします。

○議長（福士修身会長）

次に、報告第 24 号を議題とします。

事務局説明願います。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

本案は、青森地区市街化区域内農地の自己所有農地の転用を目的とした転用届出が 1 件となっており、青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。

○議長（福士修身会長）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（福士修身会長）

次に、報告第 25 号を議題とします。

事務局説明願います。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

本案は、青森地区市街化区域内農地の所有権移転等を目的とした転用届出が 7 件となっており、青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。

○議長（福士修身会長）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（福士修身会長）

次に、報告第 26 号を議題とします。

事務局説明願います。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局

本案は、農地の賃貸借契約の合意による無条件解約が6件となっております。

○議長 (福士修身会長)

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

(了承)

○議長 (福士修身会長)

次に、報告第27号を議題とします。

事務局説明願います。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局

「青森市農業委員会非農地証明事務処理規定」に基づく非農地証明で2件です。

なお、非農地証明については、同規定により交付済です。

○議長 (福士修身会長)

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

(了承)

○議長 (福士修身会長)

続いてその他に移りますが、皆様から何かございますか。

○各委員

(特になし)

○事務局

(活動記録簿の提出について)

(次回の月例総会は12月12日(月)午後1時から、場所は柳川庁舎2階大会議室で開催予定の連絡)

○議長(福士修身会長)

これを持ちまして、令和4年度第8回青森市農業委員会月例総会を閉会いたします。